平成２８年（再イ）第１７号

広島市南区青崎２丁目19番１―210号
再生債務者　杉田　良樹
１　決議に付する再生計画案　平成28年６月16日
付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　平成28年７月25日
３　再生計画案に対する回答期間　平成28年７月25日まで
平成28年６月27日
広島地方裁判所民事第４部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２８年（再ロ）第３号

福岡市東区和白東５丁目17番15―１号
再生債務者　門司真由美
１　決定年月日時　平成28年６月23日午前10時30分
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成28年７月21日まで
４　一般異議申述期間　平成28年７月28日から平成28年８月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２８年（再ロ）第２号

富山市布市新町240番地
再生債務者　室林　幸男
１　意見聴取に付する再生計画案　平成28年６月23日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成28年７月13日まで
平成28年６月23日　富山地方裁判所

平成２８年（再ロ）第２号

福島県東白川郡塙町上石井字金砂40番地３
再生債務者　遠藤　礼子
１　意見聴取に付する再生計画案　平成28年６月21日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成28年７月19日まで
平成28年６月27日
福島地方裁判所白河支部再生係

平成２８年（再ロ）第２号

茨城県守谷市百合ケ丘１丁目4808番地の411
再生債務者　島添　晋二
１　意見聴取に付する再生計画案　平成28年６月21日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成28年７月22日まで
平成28年６月27日
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部

平成２７年（再ロ）第５号

北海道旭川市東光10条３丁目５番12号
再生債務者　佐藤佐和子
１　意見聴取に付する再生計画案　平成28年６月22日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成28年７月25日まで
平成28年６月27日　旭川地方裁判所民事部

厚生年金基金清算人変更公告

大阪紙商厚生年金基金の代表清算人について変更があったので、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成26年政令第74号）第３条第２項の規定により、なおその効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成26年政令第73号）第１条の規定による廃止前の厚生年金基金令（昭和41年政令第324号）第43条に基づき、次のとおり公告します。

１．就任した代表清算人氏名　小島　清雄
２．就任した代表清算人住所　大阪市中央区瓦町１―６―10ＪＰビル６階
３．退任した代表清算人氏名　村上　裕彦
４．退任した代表清算人住所　大阪市中央区瓦町１―６―10ＪＰビル６階
平成28年７月５日　大阪紙商厚生年金基金

会社その他の公告

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙が「不動産および有価証券等の管理事業」に関して有する資産・債務・契約上の地位、その他の権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から１箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十八年三月十八日
掲載頁　一四八頁（号外第六十号）
平成二十八年七月五日
東京都府中市西原町一丁目一五番二号
（甲）株式会社オール星光
代表取締役　武藤　清
東京都府中市西原町一丁目一五番二号
（乙）株式会社星光社
代表取締役　武藤　清

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から１箇月以内にお申し出下さい。

平成二十八年七月五日
東京都千代田区鍛冶町二丁目五番四号
プライムライフ合同会社
代表社員　小海　裕

資本金の額の減少公告

当会社は、資本金の額を五百万円減少し五百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から１箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

確定した最終事業年度はありません。
平成二十八年七月五日
群馬県前橋市天川大島町三丁目五１番地１
株式会社エム・エス
代表取締役　三原　靖正

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七百五十万円減少し、七百五十万円とし、減少額の全額を資本の欠損の填補に充てるにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から１箇月以内にお申し出下さい。

なお、特例有限会社のため計算書類の公告の義務はありません。

平成二十八年七月五日
埼玉県坂戸市仲町１１番四号
有限会社松本農機具店
代表取締役　村野　徳江

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三千九百万円減少し、一千万円とすることにいたしました。株主総会の決議は平成二十八年六月二十七日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から１箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は左記のとおりです。

掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十八年六月十五日
掲載頁　五十頁（号外第１３１号）
平成二十八年七月五日
東京都世田谷区代田三丁目五二番１号
〃ナ〃・ハウジングサービス株式会社
代表取締役　佐藤　陽一

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千三百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から１箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

平成二十八年七月五日
神奈川県綾瀬市寺尾台三丁目三番七号
有限会社重森商事
代表取締役　重森信一郎

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千八百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

効力発生日は平成二十八年八月三十一日であり、株主総会の決議は、平成二十八年七月一日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から１箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

平成二十八年七月五日
長野県上田市鹿教湯温泉一三八一番地
有限会社都旅館
代表取締役　赤沼　武彦